

下諏訪町電子入札システム利用規約

(目的)

第1条 この利用規約は、下諏訪町電子入札システム（以下「本システム」という。）を利用する場合に必要な事項について定めるものです。

(著作権)

第2条 本システムが利用者に対し提供するコンテンツは町が所有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

(禁止事項)

第3条 本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを町への入札手続き以外の目的で使用する事。
- (2) 本システムに対して、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対して、ウイルスに感染したファイルを送信すること。

(提出等)

第4条 本システムにより、インターネット技術を活用して提出できる電子的な書類は、次に掲げるものとします。

- (1) 入札書（以下「電子入札書」という。）とし、金額内訳を提出する場合の工事費内訳書を含みます。
- (2) 案件ごとに求めることがある申請書等とし、本システムにより提出を可能としている案件に限ります。

(利用可能な時間帯)

第5条 本システムの運用時間は、午前8時から午後8時までとします。ただし、障害等発生時に常時対応する時間帯（以下「サポート対象時間」という。）を平日午前9時から午後5時までとし、サポート対象時間外は、障害や保守等によりご利用できない場合がありますので、電子入札書の提出は、基本的にサポート対象時間内に行うこととします。

2 本システムに関する電話によるお問合せ受付時間は、サポート対象時間内とします。また、電子メールによるお問合せは24時間受け付けますが、回答については、翌日以降となる場合があります。

3 町は、上記に関わらず、本システムの保守等が必要なときは、利用者への事前通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができるものとします。

(利用資格者)

第6条 本規約に同意し、本システムの利用者登録の手続きを行った者を利用資格者とします。

(利用資格者の有効期間)

第7条 本システムの利用資格者の有効期限は、本システムの利用者登録を行った日から、本システムに登録された電子証明書の有効期限までとします。

(利用できる電子証明書)

第8条 長野県電子調達システム事業者向け説明会の資料に記載されている、認証局が発行する電子入札コアシステムに対応した電子証明書とします。

2 電子証明書は、事業所の代表者又は入札参加資格を有する者(支店長等)により取得する必要があります。

3 電子証明書は、参加した電子入札案件の落札決定までの有効期限を確保したものを利用してください。

(電子入札書等の提出期限を有する者)

第9条 第6条に規定する利用資格者が提出権限を有します。

(入札金額の入力)

第10条 電子入札書の金額は、日本国通貨とします。

2 落札決定の際、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力します。

3 本システムでは、入札事務の透明性の観点から開札後に入札参加者全員の応札者名及び有効とされた入札金額を公開します。

(電子くじについて)

第11条 落札者又は落札候補者となるべき金額を入札した者が複数あった場合は、「電子くじ」を採用します。利用資格者は、電子入札書に3桁のくじ番号を入力する必要があります。

2 電子くじは、くじ入力番号と本システムへ入札書が到達した時間、順番を用いて自動計算により実施します。

(電子入札書の提出及び受付締切日時)

第12条 電子入札書は、電子入札書受付締切日時までに提出を完了する必要があります。提出の完了は、「入札書受付票」が到着した時点(本システムが電子入札の到着を確認できた日時)とします。

2 提出した電子入札書は、追加、変更又は取消をすることができません。

3 工事費内訳書を提出するときはA4版とし、別途公告又は指名通知書で指しがない限り、添付ファイルとして提出することとします。

4 送信可能な添付ファイルの容量は、前項に指定するファイルと合計で3MB以内とします。

5 内訳書は、必ずウイルスチェックを行いウイルスに感染していないファイルを添付することとします。提出された添付ファイルからウイルスが発見された場合は、当該案件の電子入札書は無効（失格）となり、再提出は認めません。

6 電子入札書は、正当な提出権限を有する者による電子署名がされ、有効な電子証明書を付したものとします。

（電子証明書等の管理）

第13条 利用資格者が使用する電子証明書は、利用資格者本人の責任において厳重に管理するものとし、漏洩の可能性があれば速やかに電子証明書を発行した認証局において失効手続きを行ってください。

2 町では、当該利用資格者の電子証明書による入札手続きが行われたものは、全て当該利用資格者の意思によるものとみなします。

（職責署名）

第14条 本システムで発行される通知書（入札書受付票は除く）には、総務課による職責署名を行います。

（利用者における危機管理の必要性）

第15条 利用者が使用するパソコン、通信機器及び回線等が正常に稼働する環境の確保は利用者の責任とします。入札業務の重要性から、これらの機器等のバックアップを準備しておくことを推奨します。バックアップの機器においても、事前の接続確認を行っておく必要があります。

2 ネットワーク事情等により、案件情報の閲覧及び電子入札書等の提出に時間がかかることがあります。利用者は、不測の事態を考慮した利用を行う必要があります。

（障害対応）

第16条 本システムにおいて障害が発生した場合、復旧等の対応は、サポート対象時間（平日午前9時から午後5時まで）に行います。

2 本システムにおいて障害が発生し、受付締切時間までに復旧しない場合、当該日に電子入札書の受付締切時間が設定されている案件について、電子入札書に限り、受付締切時間を延長しますので、本システムスタートページのお知らせにおいて確認してください。

（免責事項）

第17条 利用者が使用するパソコン、通信機器及び回線等が正常に稼働する環境は、利用者の責任とします。

2 利用者が使用するパソコン、通信機器及び回線等の障害により、電子入札書の提出が遅延又は不能となった場合等、町の責によらない理由により生じた損害については、町は責任を負いません。

3 災害等、町の責に帰することのできない事由により本システムの利用が遅滞又は不能となった場合は、そのために生じた損害について町は責任を負いません。

(利用規約の変更)

第18条 町は、この利用規約の内容を変更する場合は、利用者への事前の通知を行うことなく、この利用規約を変更又は新たな条項を追加できるものとします。

2 前項により、この利用規約の変更後に、利用者が本システムの使用を継続するときは、利用者は変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

(個人情報保護)

第19条 町は、個人情報保護法及び下諏訪町個人情報保護法施行条例(令和4年下諏訪町条例第22号)に基づき、利用者に関する個人情報について適切に保護します。また、本システムの障害発生時や利用者の利便性を向上するための分析や検証、法令・例規等で定める場合を除き、個人情報の目的外利用を行うことは一切ありません。

(無断リンクの禁止)

第20条 町に無断で本システムにリンクすることを禁止します。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 この利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2 本システムの利用に関して紛争が生じたときは、長野県地方裁判所諏訪支部を第一の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この利用規約は、令和6年10月1日から適用する。